



須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

市融資制度の概要

令和7年度

須賀川市商工課商業労政係

☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 4 3

【市融資制度の概要の目次】

市融資制度一覧表	1
須賀川市信用保証料補助制度	2
須賀川市利子補給制度	3
融資制度について（資格要件、利用方法等）	
中小企業経営合理化資金保証融資	4
経営安定化資金融資	6
スタートアップ資金融資	8
設備投資促進資金融資	10
中心市街地リノベーション融資	12
中心市街地リノベーション融資に関するQ&A	14
市融資制度に関するQ&A	15
(参考資料)	
須賀川市中小企業経営合理化資金保証融資制度要綱	
須賀川市中小企業振興資金融資制度要綱	
須賀川市融資制度信用保証料補助要綱	
須賀川市融資制度利子補給制度要綱	
須賀川市中心市街地リノベーション融資制度要綱	

須賀川市公式ホームページ

https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto_sangyo/sangyoshinkou/1011304/1011500/1003682.html



友だち登録お願いします!



**須賀川市
公式LINE**



Instagram はじめました!



SHOUKOU-SUKAGAWA

須賀川市商工課
公式 Instagram

Follow me!!

- ・市からのお知らせ
- ・市内企業、店舗の魅力
- etc...

お役立ち情報を発信!

須賀川市中小企業融資制度一覧表

	主な申し込み資格要件及び注意点	資金使途	融資 限度額	融資期間	融資利率		信用保証	
					融資利率	利子補給	要否	補助
中小企業経営合理化 資金保証融資	1. 原則として同一事業を1年以上営み、かつ 市町村税を完納している中小企業者 2. 信用保証対象業種である者	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	1.5%以内	無	必須	有 (上限20万円)
経営安定化資金融資	1. 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上 営んでおり、次の(1)、(2)のいずれかに 該当する者 (1)福島県信用保証協会の福島県無担保 無保証人制度保証を受けた者 (2)最近3ヶ月の売上高が、前年同期比 5%以上減少している中小企業者 ※セーフティネット保証との併用可能 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	(1)5年以内(1年以内の据置可) (2)10年以内(1年以内の据置可)	1.5%以内 市工業製品認定企業 1.4%以内	年利率1%相当額 (2年間)	必要に応じて	
中心市街地 リノベーション融資	1. 商業区域内の既存物件をリノベーションし、 事業用物件へ転換する者又は既存の事業用 物件をリノベーションする者 2. 自己所有物件または賃借物件を事業者へ 賃貸する者又は当該物件において新たに 事業を始める者 3. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金 運転資金 ※事業用物件等の リノベーションに 係る費用に限る	2,000万円	25年以内 (2年以内の据置可)	10年以内 1.5%以内 11～20年以内 1.9%以内 21～25年以内 2.1%以内 ※10年超の場合 変動利率 当初1.7%以内を 選択可能	年利率相当額 (5年間)	必要に応じて	無
スタートアップ 資金融資	1. 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者 (1)新たに須賀川市内で事業を開始しようと する者(開業して5年未満のものを含む。) (2)既に中小企業である者から事業を 承継する者又は既に中小企業者であって 新たな分野の事業に進出しようとする 事業承継者 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内 (1年以内の据置可)	5年以内 1.7%以内 6～10年以内 1.9%以内 市の特定創業支援事業により 支援を受けた方 5年以内 1.5%以内 6～10年以内 1.7%以内	年利率1%相当額 (5年間)	必要に応じて	有 (上限35万円)
設備投資促進資金融資	1. 市内に事業所を有し設備投資を行う者 (賃貸用不動産及びその付随施設の購入、 建築、修繕に係る費用、土地取得費用、 保証協会が設備資金として認めないものは 除く) 2. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金	3,000万円	10年以内 (1年以内の据置可)	1.5%以内	無	必須	

須賀川市融資制度信用保証料補助制度

融資制度名	信用保証料補助限度額
中小企業経営合理化資金	20 万円
経営安定化資金融資	20 万円
スタートアップ資金融資	35 万円
設備投資促進融資	35 万円

※注意事項

- ・申請方法については各融資制度のページをご確認ください。
- ・融資実行後、180日以内の申請となっておりますが、融資実行後速やかに申請するようお願いします。
- ・保証料補助は、公平平等に支援する観点から、1企業が同一融資制度を複数の金融機関から受ける場合でも、全体の補助は、補助限度額が限度となります。
- ・過去の年度に同一融資制度の保証料補助金の交付を受け、その後に借入額を完済したとしても、交付済補助額は残り、補助可能額=補助限度額-交付済額となります。
- ・融資を繰上返済し、保証料の返戻金があった場合は、市の補助金も返還になることがあることを申請者にお伝えください。

須賀川市利子補給制度

現行制度の利子補給対象（申込受付中）

融資制度名	補助額	期間
経営安定化資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	2年間
スタートアップ資金融資	約定利子のうち年利率1%相当額	5年間
中心市街地リノベーション融資	約定利子相当額	5年間

以下の制度については現在廃止（申込受付終了）

融資制度名	補助額	期間
商業活性化・共同事業資金融資	約定利子のうち年利率1%を超える額 (年利率2.3%を上限)	当初契約期間
令和元年度豪雨対策特別融資	約定利子相当額	5年間

申請手続

- ・市が、12月頃に申請手続きの依頼文を各金融機関に送付しますので、それ以降に申請書の提出をお願いします。
- ・提出書類
須賀川市融資制度利子補給金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
納税状況確認承諾書（第2号様式）
補助金等交付請求書
- ・各年4月1日～3月31日までの約定利子を1月中に申請となります。

注意事項

- ・申請後から3月31日までに繰上返済を行う場合は、申請額の変更や利子補給額の一部返還がありますので、商工課にご連絡ください。
 - ・申請期間後（1～3月）に融資を実行した場合、翌年度の申請時にその分も併せた期間の約定利子金額を記入してください。
 - ・令和7年度より、下記の場合は利子補給金の支給ができません。
なお、経過措置として令和6年度までに実行した融資は適用除外とします。
- （1）過去に同一制度を利用した融資を受けたことがある場合
例：経営安定化で融資を受け、2年後に経営安定化で借換えをした場合は、借換え後の経営安定化融資は利子補給対象外。
 - （2）利子補給金申請日時点において、転出等により市内で事業を営んでいない場合

中小企業経営合理化資金保証融資

1 目的

市内中小企業者の経営合理化に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする

2 申込要件と注意点

- ・市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者
- ・市町村税（市民税、固定資産税、国民健康保険税軽自動車税など）を完納している者
- ・信用保証対象業種であること。（農業・林業などは不可。）
- ・福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を利用すること。

3 資金使途

運転資金 設備資金

4 融資限度額

1企業 1,000万円以内

5 融資期間

10年以内

6 融資利率

10年以内 年1.5%以内（固定金利）

7 信用保証

必ず信用保証を付する

8 返済方法

分割返済 ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。

9 保証人及び担保

福島県信用保証協会の定めるところによる

10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）

- ・信用保証委託申込書
- ・営業調査書
- ・決算書又は青色申告書
- ・市町村税の納税証明書
- ・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写し
- ・申込人及び保証人の固定資産証明書、納税証明書、所得証明書
- ・法人の場合は登記簿謄本・定款
- ・設備資金の場合は見積書等

11 補助制度

信用保証料補助（20万円限度）が適用されます。

中小企業経営合理化資金保証融資の利用方法

1 利用実績の確認

保証料補助の補助実績は商工課に、利用残高は保証協会にご確認ください。

2 融資実行

福島県信用保証協会の保証制度である「須賀川市中小企業経営合理化資金保証」を必ず付与した上で融資実行してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 補助金等交付請求書
- (3) 市町村税の納税証明書（写）
- (4) 信用保証書（写）

経営安定化資金融資

1 目的

市内中小企業の経営基盤の安定と企業体質の改善を図るとともに、一時的な売上減少等に対応するための資金の貸付けを行うことを目的とする。

2 申込要件と注意点

- ・市内において、1年以上同一事業を営んでいる者
- ・市町村税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など）を完納している者
- ・次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者

（１）福島県信用保証協会の「無担保無保証人制度保証」を受けた者

（２）最近3か月の売上高が、前年同期と比較して、5%以上減少している中小企業者

※最近3ヶ月の売上高A、前年同期売上高B

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \geq 5\%$$

- | | |
|---------------------------|--|
| 3 資金使途 | 運転資金、設備資金 |
| 4 融資限度額 | 1企業2,000万円以内 |
| 5 融資期間 | (1) 5年以内、(2) 10年以内
※1年以内の据え置き可 |
| 6 融資利率 | 一般 1. 5%以内（固定金利）
市工業製品認定企業 1. 4%以内（固定金利） |
| 7 信用保証 | 必要に応じて、信用保証を付する。 |
| 8 返済方法 | 元金均等返済又は一括返済
ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。 |
| 9 保証人及び担保 | 必要に応じて |
| 10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類） | <ul style="list-style-type: none">・融資申込書（第1号様式）・売上高・売上総利益・営業利益台帳（第3号様式） ※ 要件（1）の場合不要・決算書又は青色申告書・市町村税の納税証明書・許認可、登録を必要とする業種についてはその許認可証又は登録証の写
※要件（2）の場合不要・法人の場合は登記簿謄本・定款・設備資金の場合は見積書等・その他必要書類 |
| 11 補助制度 | 信用保証料補助（20万円限度）、利子補給（年利率1%相当額を2年間補助）が適用されます。 |

経営安定化資金融資の利用方法

1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。

要件（2）の売上高減少要件で当該融資制度を利用する場合は、保証協会保証を付与しなくても利用可能です。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- （1）須賀川市中小企業振興資金融資申込書（写）
- （2）須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- （3）補助金等交付請求書
- （4）市町村税の納税証明書（写）
- （5）売上高台帳
- （6）売上高が確認できる資料
- （7）信用保証書（写）

無担保無保証人制度保証の場合

- （5）、（6）は提出不要

4 保証料補助申請を行わない場合

利子補給を行うのに融資確認が必要となるので、以下の書類を月例報告時に提出して下さい。

上記 **3**保証料補助申請時提出書類の（1）、（4）、（5）、（6）

5 利子補給

1月頃にまとめて申請を受け付けます。詳細はP3

スタートアップ資金融資

1 目的

地域経済の活性化に資するため、創業者等に対し、事業に必要な資金の貸付けを行うことを目的とする。

2 申込要件と注意点

- ・市町村税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など）を完納している者
- ・次のいずれかに該当する者

（１）新たに須賀川市内で事業を開始しようとする者（創業から５年未満の者も含む）

（２）既に中小企業である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であって新たな分野の事業に進出しようとする者

3 資金使途 運転資金、設備資金

4 融資限度額 2,000万円以内

5 融資期間 10年以内（1年以内の据置可）

6 融資利率 下表のとおり（固定金利）

融資期間	一般	市特定創業支援事業を受けた方
5年以内	1. 7%以内	1. 5%以内
6～10年以内	1. 9%以内	1. 7%以内

7 信用保証 必要に応じて、信用保証を付する

8 返済方法 元金均等返済又は一括返済

ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

9 保証人及び担保 必要に応じて

10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）

- ・ 融資申請書（第1号様式）
- ・ 市町村税の納税証明書
- ・ 許認可等を必要とする業種はその許認可証の写又は所得見込を証するもの
- ・ 事業計画書（代表者の略歴・事業実施体制・事業実施計画・収支計画等）
- ・ 設備資金の場合は見積書等
- ・ 須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受けたことの市の証明書を有する場合は、その証明書
- ・ その他必要書類

11 補助制度

信用保証料補助（35万円限度）、利子補給（年利率1%相当額を5年間補助）が適用されます。

スタートアップ資金融資の利用方法

1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。

保証協会保証を付与しなくても利用可能です。

保証制度はどの制度でも利用可能ですが、基本的には創業等関連保証や県の起業家支援保証を利用してください。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市中小企業振興資金融資申込書（写）
- (2) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (3) 補助金等交付請求書
- (4) 市町村税の納税証明書（写）
- (5) 信用保証書（写）

保証制度が創業等関連保証、県起業家支援保証等、創業者を支援する保証制度ではない場合
創業日が確認できる書類を添付してください

個人事業主→開業届の写し

法人→履歴事項全部証明書の写し

4 保証料補助申請を行わない場合

利子補給を行うのに融資確認が必要となるので、以下の書類を月例報告時に提出して下さい。

上記 3 保証料補助申請時提出書類の（1）、（4）と創業日が確認できる書類

5 利子補給

1月頃にまとめて申請を受け付けます。詳細はP3

設備投資促進資金融資

1 目的

市内中小企業者の設備投資に必要な資金の融通を促進し、もって本市中小企業の振興を図ることを目的とする。

2 申込要件と注意点

- ・市内において、1年以上同一事業を営んでいる者で設備投資を行う者
- ・市町村税（市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など）を完納している者

3 資金使途

設備資金

※対象外となる資金使途

- ・運転資金（設備資金との併用も不可）
- ・賃貸用不動産及びその付随施設の購入、建築、修繕費用土地取得費用
- ・信用保証協会で設備資金として認められない物

4 融資限度額

1企業 3,000万円以内

5 融資期間

10年以内

6 融資利率

10年以内 年1.5%以内（固定金利）

7 信用保証

必ず信用保証を付する

8 返済方

分割返済

ただし、短期資金（1年以内）は一括返済を認める。

9 保証人及び担保

福島県信用保証協会の定めるところによる。

10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）

- ・ 融資申請書（第1号様式）
- ・ 市町村税の納税証明書
- ・ 許認可等を必要とする業種はその許認可証の写又は所得見込を証するもの
- ・ 事業計画書（代表者の略歴・事業実施体制・事業実施計画・収支計画等）
- ・ 見積書
- ・ 法人の場合は登記簿謄本・定款
- ・ その他必要書類

11 補助制度

信用保証料補助（35万円限度）が適用されます。

設備投資促進資金融資の利用方法

1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

2 融資実行

要件が合致していることを確認したうえで融資を実行してください。

福島県信用保証協会の保証を必ず付与してください。

保証制度については、指定はありません。

3 保証料補助申請

以下の書類を商工課まで、融資実行後速やかに提出して下さい。

- (1) 須賀川市中小企業振興資金融資申込書 (写)
- (2) 須賀川市融資制度信用保証料補助金交付申請書兼実績報告書 (第1号様式)
- (3) 補助金用交付請求書
- (4) 市町村税の納税証明書 (写)
- (5) 信用保証書 (写)
- (6) 当該設備の見積書 (写)

中心市街地リノベーション融資

1 目的

中心市街地の活性化と魅力ある商店街を形成するため、遊休物件等のリノベーションを行う者を支援し、新たな事業者の進出を促進するため。

2 申込要件と注意点

- ・商業地域内の既存物件をリノベーションし、事業用物件へ転換する者及び既存の事業用物件をリノベーションする者のうち、次のいずれかに該当する者。

(1) 自己が所有する物件、または賃借物件を事業者へ賃貸する者

(2) 当該物件において新たに事業を開始する者

※リノベーションとは…既存物件の改修を行い、用途や機能を変更させ性能の向上や新しい価値を加えること。ただし、単に原状回復を行う修繕は含まない。

※事業用物件とは…テナント及び事務所等、事業を行うための施設をいう。

ただし、賃貸アパート及び貸家等、住居を主とする物件及び貸倉庫などの施設は対象とならない。

※対象外となる入居事業 ①当該物件で直近に行われていた事業と同種の事業（日本標準産業分類小分類が同種のことをいう）

②日本標準産業分類中分類のサービス業のうち宗教、政治・経済・文化団体に該当する事業

③フランチャイズ契約に基づく事業

④風営法に基づく許可または届出が必要な事業等

3 資金使途

運転資金、設備資金（リノベーションに係る費用に限る）

4 融資限度額

2,000万円以内

5 融資期間

25年以内（2年以内の据置可）

6 融資利率

下表のとおり（固定金利）

10年超の場合変動利率選択可 当初金利1.7%以内

融資期間	利率（固定金利）
10年以内	1.5%以内
11年～20年以内	1.9%以内
21年～25年以内	2.1%以内

7 信用保証

必要に応じて、信用保証を付する

8 返済方法

元金均等返済又は一括返済

ただし、元金一括返済の場合は、借入期間を1年以内とする。

9 保証人及び担保

必要に応じて

10 申込の際の必要書類（金融機関に提出する書類）

- ・須賀川市中心市街地リノベーション融資対象に関する通知書（第3号様式）
- ・その他金融機関が指定する必要書類

11 補助制度

利子補給（年利率相当額を5年間補助）が適用されます。

中心市街地リノベーション融資の利用方法

1 利用実績の確認

補助実績、利用残高、対象要件等を商工課にご確認ください。

2 融資対象承認の申請

当該制度を利用するには、融資対象として承認を受けることが必須となっております。

融資申込前に、以下の書類を商工課まで提出して下さい。

- (1) 須賀川市中心市街地リノベーション融資対象承認申請書（第1号様式）
- (2) 須賀川市中心市街地リノベーション融資事業計画書（第2号様式）
- (3) 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票（個人）
- (4) 市町村税の納税証明書
- (5) リノベーション前の建物の内部及び外部の写真
- (6) リノベーション費用の内訳を説明できる書類
- (7) リノベーション後の図面、イメージ図

上記書類にて市で審査後、須賀川市中心市街地リノベーション融資対象に関する通知書を送付いたします。

3 融資実行

上記で対象となった場合に限り、当該融資制度を利用可能となります。

信用保証は必要に応じて付与してください。

4 利子補給

1月頃にまとめて申請を受け付けます。詳細はP3

中心市街地リノベーション融資に関するQ&A

Q どのような物件が対象になるのか

A 市内の用途地域が商業地域にある物件であれば基本的には全て対象になるため、空店舗だけではなく空き家や現在事業を行っている事業所などをリノベーションする場合も対象となります。

対象外となる場合

- ・リノベーション後の物件がアパートや貸家等居住を主とする物件及び貸倉庫など物件内で事業を行わない場合。

Q 複数回制度を利用できるのか

A 同一物件については返済期間を重複しての利用はできません。当該制度を利用した融資が完済した場合のみ、再度利用が可能です。

複数物件の場合は、1事業者につき2,000万円の範囲内であれば利用が可能です。

例 物件①のリノベのためオーナーAが1,000万円制度を既に利用している場合

- ・物件①を再度リノベーションするためオーナーAが1,000万円借入したい
⇒制度利用不可（融資完済後、または残債との取りまとめなら利用可能）
- ・物件①に入居する事業者Bが、物件①のリノベーションのため1,000万円借入したい
⇒制度利用不可（オーナーAの融資完済後なら利用可能となる）
- ・オーナーAが物件①に続いて物件②もリノベーションしたい
⇒1,000万円の借入まで制度利用可

Q 市外事業者も利用可能か

A 利用可能です。ただし、要綱で規定する市内金融機関での借入が対象となりますのでご注意ください。

Q 中心市街地で現在事業を行っている場合は

A 現在行っている事業のための物件改修は対象外となりますが、自らが別業種の事業を新たに行う場合、または自らは廃業し他事業者へ賃貸を行う場合（事業承継を除く）は利用可能となります。

Q 住居部分の改修について

A 住居部分については対象外となります。

ただし、新たに事業を始める方が、事業用部分の改修と合わせて新たに居住するために住居部分を改修する場合は制度の対象となります。

Q 資金使途として認められる費用は

A 原則、物件のリノベーションに係る工事費用のみとなります。

ただし、現在入居している方の転居のための資金及び廃業資金については対象となります。

廃業資金については、設備・商品等の撤去・廃棄等に関する資金及び登記費用が該当します。

Q 事業を開始しようとする者は新規開業者のみが該当となるのか

A 既に事業を行っている方も該当となります。対象地域内での複数店舗の営業も可能です。

Q 他融資制度、市補助金との併用は

A 可能です。

Q 営業時間に制約はあるのか

A 制約はありません。夜間営業のみでも対象となります。

Q 土地、建物の購入資金は対象となるか

A 対象となりません。

市融資制度に関するQ&A

Q 市の融資制度を、市外の金融機関の店舗で実行することは可能であるか。

A 市の融資制度は、市内に店舗のある金融機関の支店（本店）に預託し、その財源を基に運用する制度であるので、市外の店舗では不可となります。

Q 市外の事業者にも市融資制度は利用できるか。

A 基本的には本社が市内であることが条件となるので利用できません。

ただし、本社は市外であるが、事業は実質市内が中心である場合などは、対象となります。

Q 市の融資制度の利用限度額は1件あたりの融資の限度額であるのか。

A 1件の融資の限度額ではなく、1企業に対する限度額であるので、1企業が他行で融資を受けている分も含めた額が、限度額以内とすることに注意してください。他行での融資額を確認するため、事前に必ず確認し、不明な場合は市に利用可能額の照会をしてください。

Q 市の融資制度を繰り上げ返済したい。その場合はどのような手続きがあるか。

A 毎月15日までに提出する「月例報告書（様式第2号）」に前月の繰上返済の状況を記載してください。

また、繰上返済をしたことにより信用保証料が還付される場合があるため、信用保証料の補助をした分のうち、還付された額の返還が発生する（還付後の信用保証料の額が、補助限度額以上の場合は、返還はありません。）ので、後日返還通知を送付する場合があります。

Q 平成30年4月にA銀行、7月にB銀行から、融資（経営安定化資金）を受けた。保証料補助はA銀行の融資の際に満額の20万円の補助を受けた場合、B銀行からの融資の際に、保証料補助は受けることができるのか。

A 同制度での信用保証料補助の限度額は、20万円（スタートアップ資金、設備投資促進資金は35万円）とするので、B銀行からの融資の際の保証料補助はありません。A銀行の融資の際に受けた補助額が、限度額未満であった場合は、B銀行からの融資の際の補助額は、（補助限度額－既補助額）となります。

なお、A銀行、B銀行での借入が、それぞれ別の制度である場合は、それぞれで限度額まで補助を受けることができます。

Q 令和2年4月にA銀行から融資（経営安定化資金）を2,000万円（融資限度額）受けた。その後、同年12月時点で1,000万円を償還し、借入残が1,000万円となっている場合、B銀行から新たに1,000万円の融資を受けることができるのか。

A 融資限度額は原則として融資実行額をベースとし、経営安定化資金の限度額は2,000万円とするので、A銀行からの融資を完済しなければ新たに他行で同一制度による融資を受けることはできません。

なお、B銀行ではなくA銀行から新たに融資を受ける場合は、借入残の正確な把握が可能のため、（融資限度額－借入残）の範囲内で同一制度による融資を受けることができます。（自行の同一制度融資の借換えについては、借換え後の借入残が融資限度額以内になる場合は可能となります。）

また、A銀行の借入残が確認できる書類を提出できる場合、（融資限度額－借入残）の範囲内でB銀行からの融資を受けることができますので、融資実行後、毎月15日にまでに提出する「月例報告書（第2号様式）」に借入残が確認できる書類を添付してください。

Q 経営安定化資金融資について、直近月の売上高が確認できない場合、何か月前まで遡ることが可能か。

A 最大で6カ月前から起算して3ヶ月が目安となります。

Q 3ヶ月のうち1ヶ月でも売上高が減少していればよいのか。

A 連続する3ヶ月間の合計になります。

Q スタートアップ資金について、個人事業主から法人化した場合は適用となるか。

A 新たに事業を開始してから5年未満までが資格要件となっていますので、個人事業主として5年以上事業継続していた場合、適用となりません。

Q 令和元年11月にA銀行から経営安定化資金を1,000万円受け、信用保証料補助137,500円の交付を受けた。令和2年3月に同銀行から同資金1,000万円受け、信用保証料補助62,500円の交付を受けた（補助限度額に達した）。その後、令和2年5月に借入残の全額を繰上返済した。令和2年11月に同銀行から同資金2,000万受けた場合、信用保証料の補助を受けることができるか。

A 過去の年度に同一融資制度の保証料補助金の交付を受け、その後に借入額を完済したとしても、交付済補助額は残るので、補助限度額20万円－交付済額20万円＝補助可能額0円となります。なお、繰上返済による補助金の返還があった場合は、その返還額の範囲内において補助を受けることができます。